

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお

明日を担う子どもたちの笑顔があふれるまちは、おとなも含めてすべての人が幸せなまちです。そのため、子ども自らが豊かな心を育み、いきいきと成長していくとともに、子育てを通じて保護者自身も育っていくまちをつくれます。そして、子育ての楽しさや大変さを、保護者だけでなく、地域・学校・行政・企業など、みんなで分かち合い、そのことがそれぞれの成長や結びつきを深めていくまち、「にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお」を目指します。

2 基本的な視点

(1) 子どもの視点の尊重

この行動計画の主役は子どもです。「子どもの権利条約」に示されているように、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をふまえて、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮しています。

(2) 次代の親づくり

子どもは未来の社会を担い、次代の親となります。結婚してから、もしくは妊娠してから子育てを考えるのではなく、子どもの成長の過程において、様々な生活・社会・自然体験を得ながら人生や子育てについて学んだり考えたりする機会を充実します。そして、子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるようになることを支援します。

(3) すべての子どもと家庭への支援

核家族化の進展により世代間の育児知識の継承が困難になるとともに、地域における子育ての助け合い機能が低下しており、子育ての不安感や負担感は様々な人に広がっています。このため、広くすべての子どもと家庭を支援するという観点を持ちます。

(4) 子どもと家族の成長過程（ライフステージ）に応じた支援

子育ては、子どもが育つだけでなく、親も家族も成長していくものです。妊娠・乳幼児期、学齢期、青少年期など、子どもと家族のライフステージに沿って、健康、生活、遊び、しつけ、教育、居住環境等について、切れ目のない、きめ細かな支援を図ります。

(5) 社会全体による支援

「子どもは社会の宝」と言われてきたように、子どもは家庭だけでなく、地域社会・学校等で、大人や友だちなど様々な人と関わりを持って育っています。家庭、地域住民、行政、学校、企業など、あらゆる社会の構成メンバーが協力して、子育て支援に取り組みます。特に、仕事と家庭の両立を図る環境づくりに留意します。また、行政内でも、児童福祉、母子保健、教育、労働、生活環境等の関連部門が連携を図り、地域資源の有効活用、施策の充実を図ります。

3 基本方針

(1) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

父母など保護者は子育てについての第一義的責任があり、家庭は教育の原点ですが、だれも最初から親ではありません。親としての自覚を持ち、子どもとともに親も育っていくことが大切です。

本市では、すべての子どもが健やかに生まれ、一人ひとりの妊娠・出産・子育てがその人らしく喜びに満ちたものとなる環境をつくるために、子どもの発達支援や母子保健事業を引き続き推進し、妊娠期・出産期から乳幼児期を通じて、母子の健康の確保、育児不安の軽減、男性も含めた保護者の学習と成長を支援します。

(2) 地域における乳幼児の子育て支援の推進

家庭や地域の子育て環境が変化する中、保護者の子育てに伴う不安感や負担感、また、孤立感がみられ、共働き家庭の増加と相まって、教育・保育や子育て支援へのニーズは多様化しています。

乳幼児の保護者が、身近な地域で子育て支援を利用でき、質の高い幼児期の教育・保育を受けることができるように、3歳未満児保育や相談体制など多様な保育の一層の充実を図るとともに、保育士の研修など教育・保育の質の向上に取り組みます。また、育児サークルの支援、ファミリー・サポート・センターの運営など、市民による助け合い活動や支援活動の促進に取り組みます。

(3) 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり

子どもが心豊かに成長し、社会の中で自立を実現していくことは、だれもが願うことです。

「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」という役割分担のもと、保護者・学校・地域が連携しながら地域全体で子どもの成長に取り組みます。特に、子どもは次代の親であるとの認識を持ち、乳幼児とのふれあいや、生活・社会・文化・自然等を体験する機会づくりに取り組みます。また、児童クラブの定員の確保と職員の人材育成に取り組み、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成の充実を図ります。

(4) 特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取組の推進

子どもの個性や家庭環境は様々ですが、すべての子どもがその子らしく、また、保護者が子どもの状況にあった適切な子育てができることが必要です。

このため、児童虐待、ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭、外国にルーツを持つ子育て家庭、経済的な課題をもつ家庭など、きめ細やかな対応を必要とする子どもとその保護者に、様々な機関や市民と連携しながら、支援に取り組みます。

(5) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもの健やかな成長を実現するためには、それを支える「まちづくり」が必要です。

本市では、安全・安心なまちづくり、子どもの遊び場の充実、良好な生活環境の整備、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなど、子どもと子育て家庭にやさしいまちを目指し、総合的な取り組みを進めます。